

令和4年3月29日

退職者の就職に関する届出

職員就業規則第26条の3に基づき、退職後の就職について届出のあった者を報告する。

令和3年度第2回運営評議会報告分以降

No.	役職名	再就職の 約束をした日	退職日 (予定日含む)	再就職要求日・ 応募日等 (注1)	再就職日 (予定日含む)	再就職先の業務内容	再就職先における地位	再就職援助内容 (注2)
1	調査役	-	R3.3.31	-	R3.6.1	医薬品等に関する薬事相談	顧問	無し
2	准スペシャリスト	R3.10.11	R4.3.31	R3.9.4	R4.4.1	治験届、対面助言資料等の作成・導入 品目の評価等	開発薬事部開発薬事グループ(非管理 職)	無し
3	審査専門員	R3.10.11	R3.12.31	R3.9.2	R4.1.1	医薬品の製造・販売及び輸出入など	薬事部(正社員)	無し
4	主任専門員	R3.10.21	R3.12.31	無し	R4.1.1	学習指導	講師	無し
5	審査専門員	R3.10.25	R3.11.30	R3.8.20	R3.12.1	医薬品等の研究開発・製造・販売・輸 出入	一般社員	無し
6	審査専門員	R3.11.8	R3.12.31	R3.10.5	R4.1.1	医療用医薬品、ワクチンの開発・輸入・ 製造・販売	Sr Scientist Regulatory Liaison	無し

注1: 再就職を約束した日以前の在職中において、再就職先に対し、最初に再就職先の地位に就くことを要求した日のほか、企業等が公募するものに対し自主的に応募した日等

注2: 退職後の就職の援助を行った者の当該援助の内容

参照条文

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員就業規則

(退職後の就職に関する規制)

第26条 職員は、退職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、次に掲げる事項を理事長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び生年月日

(2) 役職名

(3) 再就職を約束した日以前の在職中において、再就職先に対し、最初に再就職先の地位に就くことを要求した日（当該日なかった場合には、その旨）

(4) 再就職の約束をした日、退職予定日及び再就職予定日

(5) 再就職先の名称、連絡先及び業務内容

(6) 再就職先における地位

(7) 退職後の就職の援助（最初に職員となった後に行われたものに限る。）を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容（退職後の就職の援助がなかった場合には、その旨）

2 理事長は、機構における業務の公正を確保するために必要と認める場合は、前項の届出を行った職員に対し配置換を命じ、又は従事する業務を制限するものとする。

3 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員の兼業及び退職後の就職に関する規制等に関する実施細則（平成16年細則第14号。以下「兼業等規制細則」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは職員であった者を、当該利害関係企業等若しくはその子法人（当該利害関係企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として兼業等規制細則で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該職員若しくは職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該職員若しくは職員であった者を当該地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

4 役割等級（独立行政法人医薬品医療機器総合機構人事評価規程（平成19年規程第7号）別表において定める等級をいう。）がG4/M4・GS4/MS4以上である職員（以下「管理職たる職員」という。）は、利害関係企業等に対し、退職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する

情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

- 5 職員は、密接関係法人等（営利企業等のうち、機構と密接な関係を有するものとして兼業等規制細則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に対し、他の職員（役員を含む。以下この項において同じ。）をその退職後に、若しくは職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の職員若しくは職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の職員をその退職後に、若しくは職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。ただし、通則法第50条の4第2項各号に掲げる場合は、この限りでない。
- 6 前項の規定によるもののほか、職員は、通則法、機構法若しくは他の法令若しくは業務方法書、会計に関する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下「法令等違反行為」という。）をすること若しくはしたこと又は他の職員（役員を含む。以下この項において同じ。）に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、他の職員をその退職後に、又は職員であった者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

（管理職たる職員に関する規制）

第26条の2 管理職たる職員であった者は、退職後2年間、利害関係企業等の地位に就こうとする場合（前条第1項の規定により既に届け出た場合を除く。）には、あらかじめ、理事長に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 退職時の役職名
- (3) 退職日及び再就職予定日
- (4) 再就職先の名称、連絡先及び業務内容
- (5) 再就職先における地位
- (6) 退職後の就職の援助（最初に職員となった後に行われたものに限る。）を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容
（退職後の就職の援助がなかった場合には、その旨）

（運営評議会への報告）

第26条の3 理事長は、職員から第26条第1項の規定による届出（営利企業及び製薬企業等であって営利企業以外のものに係る届出に限る。）を受けた事項又は管理職たる職員であった者から前条の規定による届出を受けた事項について、その後に開催される運営評議会において報告するものとする。